

富裕税をめぐる欧州の動向

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 財政金融調査室主任 山口 和之

目 次

はじめに

I 富裕税とは

- 1 富裕税の定義
- 2 富裕税の効果

II 富裕税の実施状況

- 1 フランス
- 2 ノルウェー
- 3 スイス
- 4 アイスランド
- 5 スペイン
- 6 各国比較

III 富裕税をめぐる論議

- 1 欧州で富裕税が廃止された理由
- 2 富裕税をめぐる論議の再燃

おわりに

要 旨

- ① 1980年代には欧州大陸の10か国以上で導入されていた富裕税は、1990年代後半から多くの国で廃止され、現在、欧州で富裕税を経常的に課税しているのは、フランス、ノルウェー、スイスの3か国のみである。しかし、2008年の世界金融危機後、アイスランドとスペインで時限的に富裕税が再導入され、富裕税をめぐる論議が活発になっている。
- ② 富裕税には理論的に、税収効果以外に、水平的公平や垂直的公平の実現、資産利用の効率化、税務行政の効率・質的向上に効果があるとされる。その一方で、経済成長の抑制、徴税作業の困難性や費用の増大などの負の効果も指摘されている。
- ③ フランスでは約1億9000万円を超える純資産所有者に0.5～1.5%の連帯富裕税（国税）を課税、税収は名目GDPの0.21%。ノルウェーでは約1950万円超の純資産に0.85%の富裕税（国税と地方税）を課税、税収は名目GDPの0.46%。スイスでは州および市町村のみが富裕税を課税。課税最低限（最小約320万円～最高約2450万円）と税率（累進税と比例税の州がある。最低税率は0.01%以下、最高税率約0.9%）は地域によって異なり、税収は名目GDPの0.93%。アイスランドでは約7100万円超の純資産に1.5～2%の富裕税（国税）を課税、税収は名目GDPの0.54%。スペインでは約1億300万円超の純資産に0.2～2.5%の富裕税（国税または地方税）を課税、税収は名目GDPの0.13%。
- ④ 欧州で富裕税が廃止された理由としては、資産の国外流出、課税の費用対効果、資源配分の歪みが指摘されている。
- ⑤ 近年の財政赤字の増大と資産・所得分配格差への不満が富裕税を含む資産課税への関心を高めることになった。大きな課税ベースに非常に低い税率を課す富裕税は経済を歪める効果が限定されるとの主張がある一方で、資産の国外流出による課税ベースの浸食などの問題点が指摘されている。タックスヘイブンなどへの租税回避に対しては、国際的な情報交換の取組が進んでおり、長期的には公正な税制度が作られる可能性も指摘されている。
- ⑥ 日本では1953年の富裕税廃止以降、一時期を除くと、富裕税の論議はあまり活発には行われてこなかった。近年、資産の国外流出などに関連して、富裕層の国内外の資産情報に係る税務環境の整備が進められている。

はじめに

富裕税とは、全資産から負債を差し引いた純資産に対して、経常的に課税される資産税の一種である。現在、課税を行っている国は少数であるが、かつては10か国以上の欧州大陸諸国で導入されていた。日本が1950年代に短期間導入した事例を除くと、欧州以外の先進国では導入された事例はない。⁽¹⁾

欧州では多くの国が1995～2007年の間に富裕税を廃止し、現在、恒常的な課税国として残っているのは、フランス、ノルウェー、スイスのみである。アジアではインド、南米ではコロンビア、ウルグアイなどで課税が行われている。

近年、アイスランドとスペインが、巨額の財政赤字の縮小手段の一つとして、廃止した富裕税を時限的に復活させている。また、富の集中と経済格差の増大に関連して、富裕税を含む資産課税の議論が再燃している。

本稿では、欧州における富裕税の現在の実施状況とそれに関する議論について紹介する。

I 富裕税とは

1 富裕税の定義

富裕税 (net wealth tax : 純資産税) とは、所得税や法人税のようなフローではなく、ストックの価値を課税対象とする資産税の一種である。資産税には、資産保有税と資産移転税⁽²⁾があるが、富裕税は資産保有税に分類され、次のような特徴を持っている⁽³⁾。

富裕税の課税対象は、主に特定の個人⁽⁴⁾ (課税単位は単身、夫婦または世帯) が保有する経済的な価値を持つ全資産 (動産・不動産等の有形資産、知的所有権等の無形資産、預金・有価証券等の金融資産など) である。ただし、執行上の観点などから、国によって課税対象外となる資産がある。

総資産額から負債額を控除した純資産額が課税標準であるが、課税最低限によって一定金額以下の純資産は免税される。毎年一定時点で保有する純資産に対し、経常的に課税される。なお、純資産への課税には、富裕税以外に一回限りの臨時税として資産課徴 (capital levy) がある。

資産の形成原因 (勤労、不労) や資産からの収益の発生の有無にかかわらず課税される。課税対象は資産であるが、納税の源泉 (資産処分、所得) は問われない。そのため、富裕税には、所得から納税可能な所得削減型富裕税 (substitutive wealth tax) と資産処分を行わないと納税不可能な資本削減型富裕税 (additive wealth tax) とに分類⁽⁵⁾できるが、資本削減型富裕税は導入された例はないとされる。

* 本稿におけるインターネット情報は2015年4月10日現在、肩書きは当時のものである。

(1) C. T. Sandford et al., *An annual wealth tax*, London: Heinemann Educational for the Institute for Fiscal Studies, 1975, p.29.

(2) 贈与税や相続税のように資産の所有権の移転時に課税。

(3) 水野正一編著『資産課税の理論と課題 改訂版』(21世紀を支える税制の論理 第5巻)税務経理協会, 2005, p.255.

(4) 一部の国では法人に富裕税を課税しているが、本稿では取り上げない。

(5) この分類は、納税者の消費水準や資産保有水準によって左右される相対的分類である。(古田精司「ヨーロッパの富裕税—その理論と現実—」『三田学会雑誌』71(4), 1978.8, pp.497-512. <http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN00234610-19780801-0057.pdf?file_id=78023>)

2 富裕税の効果

税収源であるということを除くと、富裕税が導入された理由は単純ではなく、富裕税の役割についても国によって異なる。最初期の富裕税の導入動機の一つは、所得とは異なり、目に見えるものへの課税という管理上の利便性があったとされる。特に、富の大部分が不動産から成っていた時代には、所得などの課税対象の不可視問題は富裕税によって最小化された。近代的な徴税機関の発展と税負担の公平の必要性の高まりとともに、富裕税の管理上の優位性は失われた。実際に、富裕税を導入していない国の多くは、管理上の複雑さとそのために必要な費用から、その導入を思いとどまったとされる。その一方で、富裕税の導入国は、富裕税の課税過程で得られた資産保有情報を所得税などの納税申告とのクロスチェックに利用することによって、各税の間の矛盾を明らかにし、租税回避を発見することができた。経済学者は、富裕税の導入の一般的な理由として、富がその保有者に与える付加的な経済力を考慮した水平的公平（同一の経済力には同一の税負担）に言及している。また、富の再分配による不平等の縮小（垂直的公平—経済力に応じた税負担）は1970～80年代にかけて、富裕税を導入したフランスやスペインなどでは導入の主な目的とされた。⁽⁶⁾

富裕税には理論的に次のような効果があるとされている⁽⁷⁾。

(1) 水平的公平

富裕税は、所得のみからは把握できないような資産保有者の担税力（租税の負担能力）に課税することにより所得税の補完税として水平的公平の実現に効果を持つ。一方で、特定の資産に対する税の軽減・非課税措置や有利な資産評価は水平的公平性を損なう。

(2) 垂直的公平

資産への課税は、担税力の源泉となる富の再分配を通じた資産格差の是正や機会の平等の確保、所得税の累進性の補完の観点から垂直的公平の確保に適しているとされるが、富裕税は、税率が低く、資産処分による納税がほとんど見込まれない⁽⁸⁾ため、資産分配の平等を促進する効果は限定的とされる。一方で、富裕層に応分の負担を求めるというアナウンス効果により社会の構成員に公正観をもたらすという副次的な効果を持っている。富裕税の垂直的公平の効果については、しばしば、公平の達成そのものではなく、他の目標達成⁽⁹⁾の手段として重要視される場合があるとも指摘される。

(3) 経済効率性

富裕税は、勤労所得や資産所得に直接課税されないため、所得税に比べると経済活動の阻害効果が比較的小さく、また、非・低収益資産にも課税されるためより高い収益を得るために資産の利用効率を高める効果が期待される。また、所得税と比べると富裕税は納税者への心理的影響⁽¹⁰⁾が少

(6) OECD, *The taxation of net wealth, capital transfers, and capital gains of individuals: report of the OECD Committee on Fiscal Affairs*, Paris: OECD, 1988, pp.31-32.

(7) 以下の記述は次の文献による。大浦一郎「富裕税に関する一考察」『明治学院論叢』261号, 1978.2, pp.193-216; 水野編著 前掲注(3), pp.263-267; 古田 前掲注(5)

(8) 保有資産に比べて所得が少ない場合（例えば退職後の高齢者など）やインフレによって資産価格が急激に上昇するような場合には、納税のための資産処分が発生する可能性がある。

(9) 例えば、英国の富裕税導入の意図には、富裕税により社会一般の公平感が満たされるならば、労働者の賃金上昇の抑制が受け入れられやすくなるという、同税をインフレーション阻止のための所得政策の前提条件とみなす見解もひそんでいたとされる。(古田 前掲注(5))

なく、税負担への抵抗感が少ないとみなされている。一方、貯蓄そのものが課税対象となるため、所得税と比較すると富裕税は貯蓄形成に大きな阻害効果を持っている。

(4) マクロ経済への影響

景気変動の影響を受けやすい所得税と比較すると富裕税の税収は安定的ではあるが、税収規模は小さく、国民経済への影響は限定的である。また、累進的な所得税のようなビルト・イン・スタビライザー⁽¹¹⁾の役割は小さく、景気変動に及ぼす効果は小さいとされる。一方、貯蓄形成（資本蓄積）の阻害など経済成長への抑制効果が指摘されている。

(5) 税務行政への影響

全資産を対象とする富裕税の課税には納税者の詳細な情報が必要であり、その情報を所得税、相続税、贈与税などの税務資料と突き合わせることによって、脱税の発見、減少に役立ち、また、税務行政の効率・質的な向上が期待される。その一方で、課税の回避がされやすい課税対象（宝石、美術品、金融資産など）の捕捉と評価の困難さは徴税者の税務行政コストと納税者の納税協力コストを増加させる。大きな徴税費用は、富裕税から得られる税収および公平性の確保などの効果はその費用と見合っているかという疑問を生じさせる。

II 富裕税の実施状況

現在、富裕税を課税している国は少数となっているが、欧州大陸では長い歴史を持っている。スイスでは、一部の州（カントン）で13世紀からこの形態の税があった。また、プロシア（現ドイツ）では19世紀初頭、オランダ、ノルウェー（地方税）では19世紀末、オーストリア、ルクセンブルク、北欧諸国では20世紀初頭から富裕税が導入されていた。1990年には欧州全体で12か国が導入していた。しかし、1990年代半ばから相次いで廃止され、2014年の時点では、フランス、ノルウェー、スイスで継続しているほかに、アイスランドとスペインで時限的に復活している。

欧州以外では、1950年代後半からインド亜大陸諸国（バングラディシュ、インド、パキスタン、スリランカ）で導入されていたが、1990年代初めから順次廃止され、残っているインドも2016年3月末に廃止⁽¹²⁾が予定されている。南米ではコロンビアとウルグアイで課税が行われている。また、日本においても、1950年代に短期間導入されていた。（表1）

1 フランス

フランスでは、1981年に大統領に就任した社会党のフランソワ・ミッテラン（François Mitterrand）大統領によって組閣されたピエール・モーロワ（Pierre Mauroy）内閣が1982年に富裕税（Impôt sur les grandes fortunes: IGF）を導入したが、1986年の総選挙で誕生した保守系のジャック・シラク（Jacques Chirac）内閣はIGFを1987年に廃止した。しかし、1988年に再選されたミッテラン大統領のもとで、

(10) 例えば、5%の収益率を持つ資産に対する1%の資産税は20%の資産所得税と等しいが、1%の富裕税より20%の資産所得税の方が資産保有者への心理的な影響が大きいとされる。

(11) 景気変動を自動的に安定させる機能。

(12) Ministry of Finance, *Key Features of Budget 2015-2016*, 2015.2.28, p.11. <<http://indiabudget.nic.in/ub2015-16/bh/bh1.pdf>>; The finance bill, 2015 (Bill no.26 of 2015) 第79条 <<http://indiabudget.nic.in/ub2015-16/fb/bill.pdf>>

表1 各国の富裕税の導入状況

| 国名 | 存続期間 | 1900 | 1910 | 1920 | 1930 | 1940 | 1950 | 1960 | 1970 | 1980 | 1990 | 2000 | 2010 |
|----------|------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| OECD | | | | | | | | | | | | | |
| オーストリア | 1923-2000 | | | ● | — | — | — | — | — | — | — | ● | |
| デンマーク | 1903-1995 | ● | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ● | |
| フィンランド | 1920-2006 | | | ● | — | — | — | — | — | — | — | — | ● |
| フランス | 1982-1987 1989- | | | | | | | | | ● | ● | — | → |
| ドイツ | 1923-1997 | | | ● | — | — | — | — | — | — | — | ● | |
| アイスランド | 1981-2006 2010-2014 | | | | | | | | | ● | — | — | ● |
| アイルランド | 1975-1977 | | | | | | | | ● | ● | | | |
| 日本 | 1950-1952 | | | | | | ● | ● | | | | | |
| ルクセンブルク | 1913-2006 | | ● | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ● |
| オランダ* | 1892-2001 | ● | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ● |
| ノルウェー | 1882- | ● | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | → |
| スペイン | 1978-2008 2011-2015 | | | | | | | | | ● | — | — | ● |
| スウェーデン | 1910-2007 | | ● | — | — | — | — | — | — | — | — | — | ● |
| スイス | 13世紀- | ● | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | → |
| インド亜大陸 | | | | | | | | | | | | | |
| バングラディシュ | 1963-1999 | | | | | | | | ● | — | — | — | ● |
| インド | 1957-2016** | | | | | | | | ● | — | — | — | ● |
| パキスタン | 1963-2003 | | | | | | | | ● | — | — | — | ● |
| スリランカ | 1958-1992 | | | | | | | | ● | — | — | — | ● |
| 南米 | | | | | | | | | | | | | |
| コロンビア | 1935- | | | | | ● | — | — | — | — | — | — | → |
| ウルグアイ | 1964- | | | | | | | | ● | — | — | — | → |

*オランダでは富裕税を廃止したが、貯蓄と投資から生ずる所得に対する所得税として、納税者の1月1日の純資産（預金残高、投資目的不動産、保有株式の一部）に4%を課税している。（石崎靖浩「海外情報 オランダの税務行政と税制の概要」『税大ジャーナル』15号、2010.10、pp.153-177。<<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/15/pdf/09.pdf>>）

**2016年3月末廃止予定。

（出典） OECD, *The taxation of net wealth, capital transfers, and capital gains of individuals: report of the OECD Committee on Fiscal Affairs*, Paris: OECD, 1988, pp.175-251; Noboru Tanabe, "The Taxation of Net Wealth," *IMF Staff papers*, 14(1), 1967.3, pp.124-166; European Commission, *Cross-country Review of Taxes on Wealth and Transfers of Wealth*, 2014.10。<http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/common/publications/studies/2014_eu_wealth_tax_project_finale_report.pdf>; OECD, *OECD Revenue Statistics Database* その他資料に基づいて筆者作成。

1989年に連帯富裕税（Impôt de solidarité sur la fortune: ISF）として再導入されている。歴史的に見るとフランスの富裕税の導入時期は遅い（表1）が、同国では、18世紀末から20世紀初頭にかけて、土地と建物に対し比例的な資産税が課税されていたとされる⁽¹³⁾。

2013年以降のISFの納税義務者は、1月1日の時点で、フランスの国内外に130万ユーロ（約1億9000万円⁽¹⁴⁾）を超える純資産（市場価格による時価評価）を保有する居住者⁽¹⁵⁾およびフランス国内に130万ユーロを超える純資産を持つ非居住者である。課税単位は、居住者の場合は単身または夫婦（配偶者の資産と合算して課税）、非居住者の場合は単身である。課税対象者は、6月15日までに純資産額を自己申告する必要がある。資産の種類にかかわらず同一の税率で課税される。⁽¹⁶⁾

(13) Alain Trannoy, *Forty years after: the Solidarity tax on wealth (ISF) in France 1982-; Prepared for the ECFIN workshop: The wealth tax, past, present, future*, November 13, 2014。<http://ec.europa.eu/economy_finance/events/2014/20141113-taxation/documents/trannoy.pdf>

(14) 1ユーロは146.47円（2014年12月末）。以下、本稿の各国通貨の為替レートはIMFの為替レートより算出。（IMF, *International Financial Statistics*, 68(2), 2015.2, p.3.）

(15) フランス国内に年間183日以上滞在する者。

課税対象資産は、不動産（土地、建物等）、金融資産（現金、有価証券等）、使用权等の権利、家具、自動車・ヨット・家用飛行機、競走馬、貴金属類などである⁽¹⁷⁾。主たる居住用住居の評価額を市場価格から30%減額するなどの幅広い軽減措置が設けられている⁽¹⁸⁾。事業用資産、100年以上前の骨董品・古美術品、著作権（美術、文学等）、工業所有権、森林、年金・退職制度の資金、事故による身体的障害または病気のための保障資金などは非課税である⁽¹⁹⁾。

ISFは、政権の交代などによって、課税最低限や税率区分などの見直しや調整が行われてきた。2011年、保守系のニコラ・サルコジ（Nicolas Sarkozy）大統領は課税最低限の引上げと税率区分の簡素化など⁽²⁰⁾を行ったが、2012年のフランソワ・オランド（François Hollande）大統領への政権交代によって再び見直されている⁽²¹⁾。（表2）

2013年以降のISFの税率は0.5～1.5%の超過累進課税である。130万ユーロを超える純資産保有者が課税対象であるが、基礎控除は80万ユーロ（約1億1700万円）であるため、130万ユーロ以下の純資産についても課税される。130万ユーロから140万ユーロ（約2億500万円）の間の純資産には税額の減額⁽²²⁾がある。また、特定の公益団体への寄付金や中小企業への投資金額の一部が税額

表2 フランスの連帯富裕税の税率の推移

（単位：ユーロ）

| 2010.5.1 ～ | | 2011.6.12 ～ | | 2011.7.31 ～ | | 2013.1.1 ～ | |
|------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|------------|--------|
| 純資産額* | 税率 (%) | 純資産額* | 税率 (%) | 純資産額** | 税率 (%) | 純資産額* | 税率 (%) |
| ～79万 | 0 | ～80万 | 0 | ～130万 | 0 | ～80万*** | 0 |
| 79～129万 | 0.55 | 80～130万 | 0.55 | | | 80～130万 | 0.5 |
| 129～253万 | 0.75 | 130～257万 | 0.75 | 130～300万 | 0.25 | 130～257万 | 0.7 |
| 253～398万 | 1.0 | 257～404万 | 1.0 | 300～ | 0.5 | 257～500万 | 1.0 |
| 398～760万 | 1.3 | 404～771万 | 1.3 | | | | |
| 760～1654万 | 1.65 | 771～1679万 | 1.65 | | | 500～1000万 | 1.25 |
| 1654万～ | 1.8 | 1679万～ | 1.8 | | | 1000万～ | 1.5 |

*超過累進課税。**単純累進課税。***納税義務者は130万ユーロを超える純資産保有者。

（出典）一般税法典（Code général des impôts）第885U条 <http://legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?jsessionid=6DB713F82A093A016674DCB57DB2E960.tpdjo13v_2?idArticle=LEGIARTI000026947130&cidTexte=LEGITEXT000006069577> に基づいて筆者作成。

(16) “Impôt de solidarité sur la fortune (ISF).” Service-public.fr Website <<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/N20074.xhtml>>; “L’impôt de Solidarité sur la Fortune.” Ministère des Finances et des Comptes publics Website <http://www.impots.gouv.fr/portal/dgi/public/particuliers.impot?pageId=part_isf&espId=1&impot=ISF&sfid=50>

(17) “Les biens imposables.” Ministère des Finances et des Comptes publics Website <http://www.impots.gouv.fr/portal/dgi/public/popup;jsessionid=TQ33EDYG4N001QFIEIQCFQ?typePage=cpr02&docOid=documentstandard_1764>

(18) Thomas A. McDonnell, *Wealth Tax: Options for its implementation in the Republic of Ireland* (NERI WP 2013/No 6), Nevin Economic Research Institute, 2013.9, p.21. <http://www.neriinstitute.net/download/pdf/neri_wp_no_6_2013_mcdonnell_wealth_tax.pdf>

(19) “Les autres biens exonérés.” Ministère des Finances et des Comptes publics Website <http://www.impots.gouv.fr/portal/dgi/public/popup;jsessionid=MNWPJF1WDNRLTQFIEIPSFFI?typePage=cpr02&docOid=documentstandard_1766>

(20) 課税最低限の引上げにより2011年の申告数は半減し、最高税率も大幅に引き下げられたため、10億ユーロの減収が見込まれていた。（村井英樹「欧米主要国における最近の税制改革の動向」『財政金融統計月報』712号, 2011.8, pp.1-15. <http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g712/712_a.pdf>）しかし、課税方式を超過累進課税（基準となる純資産額を超過した部分に対してのみ当該税率を適用）から単純累進課税（純資産額全体に税率を適用）へと変更し、ISFと所得税の総額の上限制限（租税の盾）を廃止したことにより、ISFの税収は見込みほど減少しなかった（表3）。

(21) 服部有希「【フランス】2012年度補正予算法による付加価値税増税撤回と税制改正」『外国の立法』No.253-2, 2012.11, pp.8-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3948087_po_02530204.pdf?contentNo=1>

控除される⁽²³⁾。居住者は、ISF と所得税の納税額が前年の年間所得の 75% を超える場合、超過分は ISF の納税額から減額される⁽²⁴⁾。

最高税率（純資産 1000 万ユーロ（約 14 億 6500 万円）超）は 1.5% であるが、超過累進課税のため、例えば 3000 万ユーロ（約 43 億 9400 万円）の純資産の実効税率は約 1.33% である⁽²⁵⁾。

2013 年の ISF の税収は 43 億 7100 万ユーロ（約 6400 億円）、税収全体⁽²⁶⁾の 0.46% である。また、ISF の税務申告数は個人所得税納税者数全体の約 0.85% である（表 3）。なお、2013 年では、上位 1% の富裕層がフランス全体の資産の 20.5%、上位 10% では 52.2% を占有している⁽²⁷⁾。

エクス=マルセイユ大学のアラン・トラノワ (Alain Trannoy) 氏は、ISF を次のように評価している。2011 年のフランスの家計の純資産総額は 10 兆 3000 億ユーロ（約 1508 兆 6400 億円。2011 年名目 GDP⁽²⁸⁾の約 500%）、2013 年の ISF の課税ベースは 8500 億ユーロ（約 124 兆 5000 億円。2013 年名目 GDP の約 40%）である。2013 年の ISF の税収は課税ベースの約 0.5%、純資産総額の約 0.04% に当たっている。ISF の創設以来の税収総額は 635 億ユーロ（約 9 兆 3000 億円）であるが、これは家計の純資産総額の 0.6% にすぎず、仮に ISF の税収の全てを貧困世帯に移転したとしても、ISF による貧富の格差への直接的な効果はごくわずかであったであろう。ISF の課税ベースは狭く、税収への貢献はわずかであるが、無視できるほど小さくはない。また、ISF は、富裕層の国外（主にスイスとベルギー）への流出をもたらしたものの、移住者が海外からフランスへ投資⁽²⁹⁾する場合もあるため、ISF のフランス経済への影響を評価するのは困難である。しかし、税制のグローバルな調整が不足している中では、1 国における富裕税は、富の再分配の効果よりも富裕層の国外への流出をもたらすであろう。⁽³⁰⁾

表 3 フランスの連帯富裕税の税収の推移

| | 2008 年 | 2009 年 | 2010 年 | 2011 年 | 2012 年 | 2013 年 |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 富裕税（百万ユーロ） | 4,155 | 3,580 | 4,461 | 4,305 | 5,030 | 4,371 |
| 対総税収比（%） | 0.49 | 0.44 | 0.53 | 0.48 | 0.54 | 0.46 |
| 対名目 GDP 比（%） | 0.21 | 0.18 | 0.22 | 0.21 | 0.24 | 0.21 |
| (1) ISF 申告数（件） | 565,966 | 559,727 | 593,878 | 291,630 | 290,065 | 312,406 |
| (2) 個人所得税納税者数（人） | 36,036,164 | 36,390,347 | 36,599,197 | 36,962,517 | 36,389,256 | 36,720,036 |
| 納税者の割合 (1)/(2)（%） | 1.57 | 1.54 | 1.62 | 0.79 | 0.80 | 0.85 |

（出典） OECD, *OECD Revenue Statistics Database*; IMF, *World Economic Outlook Database*; Direction générale des Finances publiques, *Public finances directorate general annual report* の 2010～13 年の各年版 <<http://www.economie.gouv.fr/dgfip/rapports-dactivite-dgfip>> に基づいて筆者作成。

(22) 減額金額 = (17,500 ユーロ) - (課税対象純資産額 × 1.25%) (“Impôt de solidarité sur la fortune (ISF): modalités de calcul.” Service-public.fr Website <<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F138.xhtml>>)

(23) 寄付金額の 75%（上限 50,000 ユーロ）が控除される。中小企業投資控除は投資の種類および時期によって異なる。寄付と中小企業投資の両方の控除を同時に受ける場合、45,000 ユーロが年間の上限金額となる。(ibid.)

(24) 一般税法典 (Code général des impôts) 第 885 V bis 条。この措置は「租税の盾」(bouclier fiscal) ではなく、ISF の上限 (Plafonnement de l'ISF) と呼ばれている。(ibid.)

(25) 納税額 398,190 ユーロ = (130 万 - 80 万) × 0.5% + (257 万 - 130 万) × 0.7% + (500 万 - 257 万) × 1% + (1000 万 - 500 万) × 1.25% + (3000 万 - 1000 万) × 1.5% (“Impôt de solidarité sur la fortune.” Comptes Publics.fr Website <<http://www.comptespublics.fr/index.php?page=impot-de-solidarite-sur-la-fortune>>)

(26) 一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金）ベースの税収総額。以下、各国の税収総額は一般政府ベース。

(27) *Global Wealth Databook 2014*, Zurich: Credit Suisse, 2014.10, pp.125-126. <<https://publications.credit-suisse.com/tasks/render/file/?fileID=5521F296-D460-2B88-081889DB12817E02>>

(28) IMF, *World Economic Outlook Database*, October 2014. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/02/weodata/index.aspx>> 以下、各国の名目 GDP の値は同データベースの値を使用。

2 ノルウェー

ノルウェーでは、国と地方自治体（市町村）が富裕税（Formuesskatt：資産税）を課税している。地方税では、1882年の税法⁽³¹⁾によって義務的税として所得税と富裕税が市町村に導入された⁽³²⁾。この法律を改正した1911年の税法⁽³³⁾では資産税と所得税の市町村⁽³⁴⁾への納税義務を定め、1914年⁽³⁵⁾に国税にもなった。1999年にこの法律を改正した現行法は、国と市町村への富裕税を定めている⁽³⁶⁾。

2015年の富裕税の納税義務者は、12月31日（前課税年度末日）の時点で、ノルウェー国内外に120万ノルウェー・クローネ（NOK）（約1950万円⁽³⁷⁾）を超える純資産（課税年度の1月1日の市場価格で評価）を保有する居住者⁽³⁸⁾およびノルウェー国内に120万NOK⁽³⁹⁾を超える純資産を持つ非居住者である。課税単位は単身または夫婦（資産を共有している場合）である。

課税対象は、不動産（土地、建物等）、金融資産（現金、有価証券等）、権利、家具、自動車、自家用船舶・飛行機、競走馬、貴金属類など経済価値を持つ資産である。主たる居住用住居の課税価格を想定市場価格の25%、セカンドハウスを70%とするなどの軽減措置が設けられている。一時的な使用权、著者や発明家自身が保有する知的所有権や特許権、技術的・商業的ノウハウ、耕作に必要な作物、年金などは非課税である。現金・小切手等は3,000NOK（約5万円）、家庭用資産（自動車、トレーラーハウス、自家用船舶等を除く）は10万NOK（約160万円）まで非課税である。

ノルウェーでは、2006年にそれまであった単身と夫婦の間の課税最低限の違いをなくし、また、2009年には国税の税率区分を2段階の累進税から単一税率に変更するなど富裕税の簡素化が図られてきた。課税最低限は毎年引き上げられ（2015年は2007年の約5倍）、2014年から国税の税率も引き下げられているが、地方税の税率は変化していない。（表4）地方自治体は、地方税の税率を国

(29) 例えば、フランス国籍の富豪パトリック・ドライ（Patrick Drahi）氏は、移住先のジュネーブから135億ユーロ（約2兆円）を投資して、フランスの電話事業を買収している。（Matthew Campbell et al., “Vivendi Agrees to Sell SFR to Altice in \$23 Billion Deal,” *Bloomberg*, 2014.4.8. <<http://www.bloomberg.com/news/articles/2014-04-05/vivendi-agrees-to-sell-sfr-to-altice-in-23-billion-deal>>）

(30) Trannoy, *op.cit.*(13)

(31) kommunale skattelover for landet og for byene（国および地方自治体のための市町村の税法）（lov 15 april 1882 nr.1 および lov 15 april 1882 nr.2）（“Skatte- og avgiftsopplegget 2004 – lovendringer: 17.2 Historikk og gjeldende rett（税プログラム 2004—補足：17.2 歴史と適用法令）.” Finansdepartementet（財務省）Website <<http://omega.regjeringen.no/nb/dep/fin/dok/regpubl/otprp/20032004/otprp-nr-1-2003-2004-/17/2.html?id=392691>>）

(32) Inger Gabrielsen, *Det norske skattesystemet 1992: The Norwegian tax system 1992*（Sosiale og økonomiske studier, 79）, 1992, p.17. <http://www.ssb.no/a/histstat/sos/sos_079.pdf> なお、1836年から1892年の間、ノルウェーでは国税は関税などが中心で、直接税がなかった。（Karsten R. Gerdrup, *Skattesystem og skattestatistikk i et historisk perspektiv*（歴史的観点から見た税制と税務統計）（Reports - Statistics Norway, 98/6）, 1998.3, p.12. <http://www.ssb.no/a/histstat/rapp/rapp_199806.pdf>）

(33) Skattelov for landet（国税法）（18 aug 1911 nr.8）第15条および Skattelov for byene（地方税法）（18 aug 1911 nr.9）第10条。なお、国税法と地方税法は1975年に統合されて、Lov om skatt av formue og inntekt（skatteloven）（資産・所得税法）となった。

(34) 現在でも、富裕税は所得税とともに市町村に属する地方税徴収事務所が徴収業務を行い、税収は国と市町村に分配される。（Directorate of Taxes, Norwegian Tax Administration, *Guide to the Norwegian Tax Administration*, 2004.3, p.9. <http://www.skatteetaten.no/upload/PDFer/Guide_taxadministration.pdf>）

(35) OECD, *op.cit.*(6), p.234.

(36) Lov om skatt av formue og inntekt（skatteloven）（資産・所得税法）（26 mars 1999 nr.14）第1-1条第1項a号 <<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/1999-03-26-14>>

(37) 1NOKは16.24円。

(38) ノルウェー国内に12か月間に183日以上または36か月間に270日以上滞在する者。

(39) 非居住者の場合、地方税については120万NOKの基礎控除は適用されない。

表4 ノルウェーの富裕税の税率の推移

| | 純資産額 (NOK) | 国税 (%) | 地方税 (%) |
|----------|------------------------------|--------|---------|
| 2005年 | 15.1～54万 (単身)、15.1～58万 (夫婦*) | 0.2 | 0.7 |
| | 54万～ (単身)、58万～ (夫婦*) | 0.4 | 0.7 |
| 2006年 | 20～54万 | 0.2 | 0.7 |
| | 54万～ | 0.4 | 0.7 |
| 2007年 | 22～54万 | 0.2 | 0.7 |
| | 54万～ | 0.4 | 0.7 |
| 2008年 | 35～54万 | 0.2 | 0.7 |
| | 54万～ | 0.4 | 0.7 |
| 2009年 | 47万～ | 0.4 | 0.7 |
| 2010年 | 70万～ | 0.4 | 0.7 |
| 2011～12年 | 75万～ | 0.4 | 0.7 |
| 2013年 | 87万～ | 0.4 | 0.7 |
| 2014年 | 100万～ | 0.3 | 0.7 |
| 2015年 | 120万～ | 0.15 | 0.7 |

*2006年以降の純資産額の区分は単身。夫婦は単身の2倍。
 (出典) “Formuesskatt.” Skatteetaten (ノルウェー国税) Website <<http://www.skatteetaten.no/no/Tabeller-og-satser/Formuesskatt/>> に基づいて筆者作成。

が定める上限と下限の範囲内で選択できる裁量権を持っているが、過去30年以上にわたって全ての自治体が上限の税率を適用しているとされる⁽⁴⁰⁾。

2015年の富裕税の税率は、0.85% (国税0.15%⁽⁴¹⁾、地方税0.7%) で、基礎控除の120万NOKを超える部分に対して課税される。

2013年の富裕税の税収138億9100万NOK(約2300億円)は税収全体の1.13%、名目GDPの0.46%に相当している。また、富裕税の地方税分は地方税収全体の5.46%に相当している。納税者数は成人数の16.5%である。(表5)

2013年の富裕税の課税対象となる資産総額は約3兆8447億NOK(約62兆4400億円、名目GDPの128%)、負債を除いた純資産総額は1兆1140億NOK(約18兆900億円、名目GDPの37%)である⁽⁴²⁾。なお、2013年では、上位1%の富裕層がノルウェー全体の資産の28.9%、上位10%では66.3%を占有している⁽⁴³⁾。

近年、税収の減少要因である課税最低限の引上げと税率の引下げが継続的に実施されているが、不動産の課税価格の引上げなどの課税ベースの拡大によって⁽⁴⁴⁾、富裕税の税収は減少していない。

(40) Antti Moisio, ed., *Local public sector in transition: A Nordic perspective* (VATT Publications, 56), Helsinki: VATT Institute for Economic Research, 2010.10, p.111. <http://www.vatt.fi/file/vatt_publication_pdf/j56.pdf>

(41) 財務省の2015予算年度の税制提案では0.05%となっていた。(Finansdepartementet, “Prop. 1 LS (2014-2015),” *Skatter, avgifter og toll 2015* (税、手数料および関税2015), 2015.9.26, p.258. <<https://www.regjeringen.no/contentassets/4b5801220aa442e5b592dc9cecd0cce2/no/pdfs/prp201420150001s0dddpdfs.pdf>>)

(42) Statistics Norway, “Table 08815: Taxable wealth, debt and assessed wealth tax,” *Tax statistics for personal tax payers*. <<https://www.ssb.no/statistikkbanken/selecttable/hovedtabellHjem.asp?KortNavnWeb=selvangivelse&CMSSubjectArea=inntekt-og-forbruk&PLanguage=1&checked=true>> より算出。

(43) *Global Wealth Databook 2014*, op.cit.(27)

表5 ノルウェーの富裕税の税収の推移

| | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 富裕税 (百万 NOK) | 10,985 | 11,644 | 12,169 | 12,742 | 13,329 | 13,891 |
| (うち地方税分) | (7,583) | (7,592) | (7,754) | (8,120) | (8,496) | (8,854) |
| 対総税収比 (%) | 1.02 | 1.16 | 1.12 | 1.08 | 1.08 | 1.13 |
| 対地方税収比*(%) | 5.91 | 5.44 | 5.23 | 5.69 | 5.52 | 5.46 |
| 対名目 GDP 比 (%) | 0.43 | 0.49 | 0.48 | 0.46 | 0.46 | 0.46 |
| 富裕税納税者数**(人) | 862,985 | 746,860 | 613,047 | 650,533 | 657,397 | 614,648 |
| 対成人人口比 (%) | 24.4 | 20.9 | 17.0 | 17.8 | 17.8 | 16.5 |

*地方税分の富裕税額と地方税総額との比。 **17歳以上の居住者。

(出典) OECD, *OECD Revenue Statistics Database*; IMF, *World Economic Outlook Database*; Statistics Norway, "Table 08815: Taxable wealth, debt and assessed wealth tax," "Table 08603: Taxable income and property (C)," *Tax statistics for personal tax payers*. <<https://www.ssb.no/statistikkbanken/selecttable/hovedtabellHjem.asp?KortNavnWeb=selvangivelse&CMSSubjectArea=inntekt-og-forbruk&PLanguage=1&checked=true>> に基づいて筆者作成。

3 スイス

スイスには連邦レベルの富裕税はなく、州（カントン）の税法に基づいて、全ての州および市町村が富裕税（Vermögenssteuer：財産税）を課税している⁽⁴⁵⁾。富裕税は、歴史的に見ると州の直接税の初期の形態で、その始まりは13世紀⁽⁴⁶⁾にまで遡ることができる。当時は、富裕税が州の主要な税収源で、所得税は補助的な税源であった。その後、包括的所得税を重視する近代的な税制への移行に伴って、富裕税は補助的なものとなっていった。富裕税の縮小と所得税の拡大は、バーゼル市が1840年に実施したのが最初で、以後、1917年にはチューリッヒ州、さらに他の州にも広がり、1970年のグラス州を最後に全州で実施されている⁽⁴⁷⁾。

富裕税の納税義務者⁽⁴⁸⁾は、各地域（州および市町村）内の居住者⁽⁴⁹⁾である。非居住者（外国または地域外）は、当該地域との経済関係（域内の建物を保有等）に応じて限定的な納税義務を負う。納税単位は単身または夫婦で、夫婦は合算して課税される。

富裕税は、貨幣価値を持つ全ての資産が課税対象であり、資産には、不動産、動産（自動車、船舶、貴金属、宝石、美術品等）、金融資産（銀行預金、有価証券等）、権利などが含まれる。所得を生み出していない資産も課税対象である。資産は通常、市場価格で評価される。なお、居住者が保有する国

(44) European Commission, *Taxation trends in the European Union: Data for the EU Member States, Iceland and Norway*, 2014 edition, Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2014, p.172. <http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/gen_info/economic_analysis/tax_structures/2014/report.pdf>

(45) 1848年にスイスが連邦制に移行した際、関税の課税権は連邦に移行したが、所得税と富裕税の課税権は州が保持した。（*The advantages of the Swiss Tax System*, 2002 edition, Swiss Tax Conference, 2002, p.9. <<http://www.switzerland4you.com/pdf/swiss-taxes.pdf>>）なお、連邦も、1915年から1957年の間、不定期で複数回、富裕税を課税している。（Fabian Dell et al., "Income and Wealth Concentration in Switzerland Over the 20th Century," *CEPR Discussion Paper*, No.5090, 2005.5, p.8. <<http://eml.berkeley.edu/~saez/dell-piketty-saezCEPR05suisse.pdf>>）

(46) Noboru Tanabe, "The Taxation of Net Wealth," *IMF Staff papers*, 14(1), 1967.3, pp.124-166. 最も古い州は13世紀に成立している。（自治体国際化協会編『スイスの地方自治』2006, pp.4-5. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j24.pdf>>）

(47) OECD, *op.cit.*(6), p.251; Swiss Federal Tax Administration, *Federal, Cantonal and Communal Taxes: An Outline on the Swiss Tax System*, 2015, p.6. <http://www.estv.admin.ch/dokumentation/00079/00080/00660/index.html?lang=en&download=NHZLpZeg7t,lnp610NTU04212Z6ln1ad1IZn4Z2qZpnO2Yuuq2Z6gpJCDeHx5e2ym162epYbg2c_JjKbNoKSn6A>

(48) スイスには、法人の純資本に州および市町村が課税する法人の富裕税（資本税）がある。（スイス貿易振興会編『事業展開ハンドブックービジネス拠点としてのスイスー』2012, p.93. <http://www.s-ge.com/sites/default/files/JA_Investorenhandbuch_120815_0.pdf>）

(49) スイス国内に12か月間に180日以上滞在する者。

外の不動産や外国株式などは課税対象外であり、家庭用品（家具、カーペット、皿、本等）や日常的に使用する個人用品（衣料、テレビ、運動用具等）、年金⁽⁵⁰⁾も課税対象外である。資産価値は、課税年度の最終日（12月31日）の市場価格で評価される。⁽⁵¹⁾

スイスでは州税法の独自性が強く⁽⁵²⁾、州税では、全26州のうち17州が累進税、9州は比例税を採用している⁽⁵³⁾。課税最低限、税率とも州・市町村によって様々である（同一州内でも税率は市町村によって異なる）。2013年の州都の課税最低限（単身）を見ると、5万スイス・フラン（CHF）（約610万円⁽⁵⁴⁾）未満が3州、5万から10万CHF（約1220万円）未満が17州、10万CHF以上が6州、最小26,000CHF（約320万円、ザルネン（オブヴァルデン準州））から最大201,000CHF（約2450万円、ベッリンツォーナ（ティチーノ州））である⁽⁵⁵⁾。夫婦の課税最低限は単身の2倍より少ない。

税率は、課税最低限の低い州の方が概して低くなっている（表6）。課税最低限が異なるため、州によって富裕税の課税対象資産保有者の割合は大きく異なっている。課税最低限が最小のオブヴァルデン準州では納税者全体の5割以上が課税最低限以上の純資産を保有しているのに対して、課税

表6 純資産額に対する州都の富裕税の課税最低限と税率の例（2013年）

| | シュタンス (ニドヴァルデン州) | ザルネン (オブヴァルデン準州) | チューリッヒ (チューリッヒ州) | ベッリンツォーナ (ティチーノ州) | ジュネーブ (ジュネーブ州) |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 課税最低限* (CHF) (単身) | 71,000 (36,000) | 51,000 (26,000) | 155,000 (78,000) | 261,000 (201,000) | 165,693 (82,854) |
| 純資産額 (CHF) | 税率 (%)* | | | | |
| 75,000 | 0.009 | 0.05 | — | — | — |
| 100,000 | 0.04 | 0.076 | — | — | — |
| 200,000 | 0.087 | 0.113 | 0.026 | — | 0.058 |
| 300,000 | 0.103 | 0.126 | 0.056 | 0.182 | 0.16 |
| 500,000 | 0.115 | 0.136 | 0.105 | 0.296 | 0.297 |
| 1,000,000 | 0.125 | 0.143 | 0.194 | 0.415 | 0.485 |
| 2,000,000 | 0.129 | 0.147 | 0.304 | 0.513 | 0.678 |
| 5,000,000 | 0.132 | 0.149 | 0.498 | 0.606 | 0.869 |
| 10,000,000 | 0.133 | 0.15 | 0.593 | 0.644 | 0.939 |

*夫婦（子供なし）。州税、市町村税および教会税の合計。

（出典） Eidgenössische Steuerverwaltung (Hrsg.), *Steuerbelastung in der Schweiz: Kantonshauptorte – Kantonsziffern 2013*, Neuchâtel: Bundesamt für Statistik, 2014, p.50; Eidgenössische Steuerverwaltung, “Steuerbelastung in den Gemeinden 2013: Belastung durch Kantons-, Gemeinde- und Kirchensteuern in Promillen des Reinvermögens.” <<http://www.estv.admin.ch/dokumentation/00075/00076/00720/01656/index.html?lang=de>> に基づいて筆者作成。

(50) 保険会社が販売する個人年金は貯蓄として扱われて課税される。

(51) Eidgenössische Steuerverwaltung, *Die Vermögenssteuer natürlicher Personen* (Stand der Gesetzgebung: 1. Januar 2014), 2014.7, pp.5-6. <http://www.estv.admin.ch/dokumentation/00079/00080/00736/index.html?lang=de&download=NHZLpZeg7t,lnp6I0NTU042I2Z6ln1acy4Zn4Z2qZpnO2Yuq2Z6gpJCDdYR5f2ym162epYbg2c_JjKbNoKSn6A>; スイス貿易振興会編前掲注(48), p.96.

(52) 高田昌孝「スイスの税務行政及び税制の概要—基本的概要と情報交換を巡る最近の動向—」『税大ジャーナル』21号, 2013.6, pp.191-212. <<https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/21/pdf/10.pdf>>

(53) Swiss Federal Tax Administration, *op.cit.*(47), pp.45-46; Eidgenössische Steuerverwaltung (Hrsg.), *Steuerbelastung in der Schweiz: Kantonshauptorte – Kantonsziffern 2013*, Neuchâtel: Bundesamt für Statistik, 2014, p.51. <http://www.estv.admin.ch/dokumentation/00075/00076/00720/01655/index.html?lang=de&download=NHZLpZeg7t,lnp6I0NTU042I2Z6ln1acy4Zn4Z2qZpnO2Yuq2Z6gpJCDdYR5f2ym162epYbg2c_JjKbNoKSn6A>

(54) 1CHFは121.97円。

(55) Eidgenössische Steuerverwaltung (Hrsg.), *op.cit.*(53), p.50.

最低限が最大のティチーノ州では2割未満である⁽⁵⁶⁾。

2013年の富裕税の税収は56億1800万CHF（約6852億円）、税収全体の3.27%、州および市町村の税収の8.21%に当たっている。（表7）

2011年の純資産の総計は1兆4749億5600万CHF（約179兆9000億円。2011年名目GDPの約250%）である。納税者総数⁽⁵⁷⁾の約1%に当たる300万CHF（約3億6600万円）を超える純資産を保有する富裕層が純資産全体の約41%⁽⁵⁸⁾を占有している。一方で、納税者総数の約26%は純資産を保有していない⁽⁵⁹⁾。2011年の富裕税の税収は純資産総額の約0.37%に当たっている。

表7 スイスの富裕税の税収の推移

| | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 富裕税（百万CHF） | 5,429 | 5,538 | 5,497 | 5,421 | 5,497 | 5,618 |
| 対総税収比（%） | 3.41 | 3.48 | 3.42 | 3.24 | 3.27 | 3.27 |
| 対地方税収比*（%） | 8.61 | 8.72 | 8.59 | 8.24 | 8.21 | 8.21 |
| 対名目GDP比（%） | 0.96 | 1 | 0.96 | 0.93 | 0.93 | 0.93 |

*富裕税と地方税総額との比。

（出典） OECD, *OECD Revenue Statistics Database*; IMF, *World Economic Outlook Database* に基づいて筆者作成。

4 アイスランド

アイスランドでは、富裕税（Eignarskattar：資産税）は1981年⁽⁶⁰⁾に導入され、2006年に廃止された。2008年の世界金融危機の影響で金融危機に陥ったアイスランドは、2010～14年の間、時限的に富裕税（Auðlegðarskattur）を再導入した⁽⁶¹⁾。

2013～14年の富裕税の納税義務者は、前年の12月31日の国内外の純資産が7500万アイスランド・クローナ（IKR）（単身、約7100万円⁽⁶²⁾）または1億IKR（夫婦、9500万円）を超える居住者⁽⁶³⁾で、課税単位は単身または夫婦である。税率は2013年から累進的になり、単身の場合、純資産額が7500万～1億5000万IKR（約1億4200万円）まで1.5%、1億5000万IKR超は2%である。（表8）

課税対象資産には、不動産、動産、金融資産、権利などが含まれ、所得を生み出さない資産も課税対象である。衣服、家庭用家具、年金用貯蓄預金などは課税対象外である。なお、株式は額面金額で評価・課税されるが、実際の株価が額面を超えた時は、翌年その差額分について、追加富裕税（Viðbótarauðlegðarskattur）が課税される。

⁽⁵⁶⁾ Eidgenössische Steuerverwaltung, *Gesamtschweizerische vermögensstatistik der natürlichen personen 2011*, 2014, pp.20, 35. <http://www.estv.admin.ch/dokumentation/00075/00076/00717/index.html?lang=de&download=NHZLpZeg7t,lnp6I0NTU042l2Z6lnlacy4Zn4Z2qZpnO2YUq2Z6gpJCDeYJ_f2ym162epYbg2c_JjKbNoKSn6A>

⁽⁵⁷⁾ 複数の州に資産を持つ納税者はそれぞれの州で集計されるため、納税者総数は実際の人数より多くなっている。（*ibid.*, p.2.）

⁽⁵⁸⁾ *Global Wealth Databook 2014*, *op.cit.*(27) では、2011年には上位1%の富裕層がスイス全体の資産の30.8%、上位10%では71.9%を占有している。

⁽⁵⁹⁾ Eidgenössische Steuerverwaltung, *op.cit.*(56), pp.5, 10-11, 13.

⁽⁶⁰⁾ Lög um tekjuskatt og eignarskatt, nr. 75/1981（所得税・資産税法）第7章 Eignarskattur（純資産）<<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/is/is/is038is.pdf>>

⁽⁶¹⁾ Lög um tekjuskatt, nr. 90/2003（所得税法）第15章 Ákvæði til bráðabirgða（経過規定）33, 47 <<http://skattalagasafn.is/?log=90.2003.15>>

⁽⁶²⁾ 1IKRは0.95円。

⁽⁶³⁾ 12か月間に183日以上滞在する者。

表8 アイスランドの富裕税の税率の推移

| | 前年末の純資産額 (IKR) | | 税率 (%) |
|----------|----------------|----------|--------|
| | 単身 | 夫婦 | |
| 2010年 | 9000万～ | 1億2000万～ | 1.25 |
| 2011～12年 | 7500万～ | 1億～ | 1.5 |
| 2013～14年 | 7500万～1億5000万 | 1～2億 | 1.5 |
| | 1億5000万～ | 2億～ | 2 |

(出典) Ríkisskattstjóri (内国歳入庁), “Auðlegðarskattur.” <<https://www.rsk.is/einstaklingar/skattar-og-gjold/audlegdarskattur/>> に基づいて筆者作成。

2013年の富裕税の税収は95億7600万IKR(約90億9700万円)、納税者数は5,980人(成人人口の2.4%)である(表9)。そのうち、追加富裕税の税収は35億IKR(約33億2500万円。富裕税全体の約34%)、納税者数は4,988人(富裕税納税者の83%)であった⁽⁶⁴⁾。

表9 アイスランドの富裕税の税収の推移

| | 2000年 | 2005年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 富裕税* (百万IKR) | 5,173 | 2,887 | 3,849 | 6,312 | 9,396 | 9,576 |
| 対総税収比 (%) | 2.0 | 0.7 | 0.7 | 1.1 | 1.5 | 1.4 |
| 対名目GDP比 (%) | 0.76 | 0.28 | 0.25 | 0.39 | 0.55 | 0.54 |
| 富裕税納税者数 (人) | — | — | 3,817 | 4,772 | 5,121 | 5,980 |
| 対成人人口比 (%) | — | — | 1.6 | 2.0 | 2.1 | 2.4 |

*2011年以降は富裕税と追加富裕税の合計。

(出典) OECD, *OECD Revenue Statistics Database*; IMF, *World Economic Outlook Database*; Fjármála- og efnahagsráðuneytið, “Fréttir (ニュース).” <<http://www.fjarmalaraduneyti.is/frettir/>> その他資料に基づいて筆者作成。

5 スペイン

スペインでは、富裕税 (Impuesto sobre el patrimonio : 資産税)⁽⁶⁵⁾は1978年に臨時税として導入され、1991年に経常税となったが、2008年に国際的な経済環境の変化によって、導入時の目的を効率的に達成できなくなったとして廃止⁽⁶⁶⁾された。しかし、世界金融危機後の経済の安定性の確保、景気回復と雇用の促進および財政赤字の削減のための財源確保を目的として、2011年に時限的⁽⁶⁷⁾に富裕税を復活させた。

富裕税の納税義務者は、スペインの国内外に一定額以上の純資産を保有する居住者⁽⁶⁸⁾およびスペイン国内に一定額以上の純資産を保有する非居住者である。課税単位は単身。居住者に対しては

⁽⁶⁴⁾ Fjármála- og efnahagsráðuneytið (財務省), “Álagning á einstaklinga 2013 (2013年の個人課税),” 2013.7.24. <<http://www.fjarmalaraduneyti.is/frettir/nr/17039>>

⁽⁶⁵⁾ Ley 50/1977, de 14 de noviembre, sobre medidas urgentes de reforma fiscal (緊急財政改革措置法) <https://www.boe.es/diario_boe/txt.php?id=BOE-A-1977-27150> によって臨時富裕税 (Impuesto Extraordinario sobre el Patrimonio de las Personas Físicas) として創設され、Ley 19/1991, de 6 de junio, del Impuesto sobre el Patrimonio (富裕税法) <https://www.boe.es/diario_boe/txt.php?id=BOE-A-1991-14392> によって富裕税となった。

⁽⁶⁶⁾ Ley 4/2008, de 23 de diciembre, por la que se suprime el gravamen del Impuesto sobre el Patrimonio, se generaliza el sistema de devolución mensual en el Impuesto sobre el Valor Añadido, y se introducen otras modificaciones en la normativa tributaria (富裕税の廃止、付加価値税その他税法改正法) <http://www.boe.es/diario_boe/txt.php?id=BOE-A-2008-20802> の第3条で、富裕税法第33条を改正して税額の100%を控除した。この結果、富裕税は存続していたが、税額は0となった。

自治州が、非居住者に対しては国が課税を行う。

課税対象資産は、12月31日時点で保有する全資産である。資産には、不動産、動産（自動車、宝石、毛皮、骨董品、船舶、航空機等）、権利、金融資産などが含まれる。スペインの歴史的な遺産、一定額以下の芸術作品および骨董品、家庭用品、年金の既得受給権、作者所有の知的所有権、納税者の主たる所得を得るために必要な事業用資産、家族経営企業などの株式の一部などは課税対象外である。

純資産額に対して、70万ユーロ（約1億300万円）の基礎控除があり、さらに居住者の住居には最大30万ユーロ（約4400万円）の控除がある。このため、居住者は最大100万ユーロ（約1億4600万円）、非居住者は70万ユーロまで富裕税が課税されない。また、富裕税と個人所得税の合計が、納税者（居住者）の課税所得の60%を超える場合は、富裕税の納税額を減額する。ただし、減額は、富裕税の納税額の80%を超えることはできない。富裕税の納税者数は16万人（成人人口の約0.4%）とされている⁽⁶⁹⁾。なお、2013年では、上位1%の富裕層がスペイン全体の資産の26.0%、上位10%では54.8%を占有している⁽⁷⁰⁾。

2013年の富裕税の税率は0.2~2.5%(富裕税法)である。自治州は、州法によって独自に富裕税の基礎控除や税率を定めることができる。17州のうち8州⁽⁷¹⁾が独自に税率を定めている。富裕税法より低い税率を定めている州はないが、カタルーニャ州では基礎控除を50万ユーロ（約7300万円）に引き下げている。一方、マドリド州では税額を全額控除することによって富裕税が実質的に無税となっている⁽⁷²⁾(表10)

2013年の富裕税の税収は、13億7000万ユーロ（約2006億6400万円）であった(表11)。この税収を他の導入国と比較してみると、富裕税の税収全体に占める割合、対GDP比、また、納税者の割合も導入国の中では最も低くなっている(表12)。富裕税の税収の約98%は地方税収である。国税収入全体に占める富裕税(国税)の比率は0.02%(2013年)と極めてわずかである。

6 各国比較

各国の富裕税の実施状況を比較(表12)してみると次のような傾向が見受けられる。

20世紀以前に富裕税を導入していた国(ノルウェー、スイス)では免税点が低いため、納税者の割合が高く、税率は低い。そのため、富裕税は分配の平等の促進よりむしろ所得税の補完税(水平

(67) 復活期間は、Real Decreto-ley 13/2011, de 16 de septiembre, por el que se restablece el Impuesto sobre el Patrimonio, con carácter temporal (富裕税の復活に関する勅令法) <http://www.boe.es/diario_boe/txt.php?id=BOE-A-2011-14809>では、2011年と2012年となっていた。しかし、2012年以降、毎年延長されて、現在は、Ley 36/2014, de 26 de diciembre, de Presupuestos Generales del Estado para el año 2015 (2015年予算法) <http://www.boe.es/diario_boe/txt.php?id=BOE-A-2014-13612>によって、2015年まで延長されている。

(68) スペイン国内に年間183日を超えて滞在する者。

(69) “Salgado adelanta que Patrimonio afectará a 160.000 contribuyentes,” 2011.9.15. *elEconomista.es* Website <<http://www.economista.es/economia/noticias/3376087/09/11/Salgado-adelanta-que-la-recuperacion-de-Patrimonio-afectara-a-160000-contribuyentes.html>>

(70) *Global Wealth Databook 2014, op.cit.*(27)

(71) アンダルシア州、アストゥリアス州、バレアレス諸島州、カンタブリア州、カタルーニャ州、エストレマドゥーラ州、ガリシア州、ムルシア州。このうち、カンタブリア州は富裕税法と同一の税率を州法で定めている。

(72) Agencia Tributaria, Ministerio de Hacienda y Administraciones Públicas (財務・公共行政省国税局), *Manual Práctico Renta 2013* (実務マニュアル所得2013), 2014, pp.907-909, 933, 935. <http://www.agenciatributaria.es/static_files/AEAT/DIT/Contenidos_Publicos/CAT/AYUWEB/Biblioteca_Virtual/Manuales_practicos/Renta/Manual_renta_patrimonio_2013_es_es.pdf>

表 10 スペインの富裕税の税率の例 (2013 年)

| 課税基礎額* (ユーロ) | 税率 (%) | | |
|----------------------------|--------|--------------|-----------|
| | 富裕税法 | エストレマドゥーラ州** | マドリード州*** |
| 0~167,129.45 | 0.2 | 0.3 | 0 |
| 167,129.45~334,252.88 | 0.3 | 0.45 | 0 |
| 334,252.88~668,499.75 | 0.5 | 0.75 | 0 |
| 668,499.75~1,336,999.51 | 0.9 | 1.35 | 0 |
| 1,336,999.51~2,673,999.01 | 1.3 | 1.95 | 0 |
| 2,673,999.01~5,347,998.03 | 1.7 | 2.55 | 0 |
| 5,347,998.03~10,695,996.06 | 2.1 | 3.15 | 0 |
| 10,695,996.06~ | 2.5 | 3.75 | 0 |

*純資産額から基礎控除・住宅控除などを差し引いた額。** 税率が最も高い州。*** 税額控除後の税率。
 (出典) Ley 19/1991, de 6 de junio, del Impuesto sobre el Patrimonio (Legislación consolidada) 第 30 条 <<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-1991-14392>>; Agencia Tributaria, Ministerio de Hacienda y Administraciones Públicas, *Manual Práctico Renta 2013, 2014*, p.908 に基づいて筆者作成。

表 11 スペインの富裕税の税収の推移

| | 2000 年 | 2005 年 | 2011 年 | 2012 年 | 2013 年 |
|---------------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 富裕税 (百万ユーロ) | 1,200 | 1,395 | 56 | 784 | 1,370 |
| (うち地方税分) | (874) | (1,358) | (54) | (770) | (1,347) |
| 対総税収比 (%) | 0.55 | 0.42 | 0.02 | 0.23 | 0.39 |
| 対地方税収比* (%) | 2.40 | 1.35 | 0.05 | 0.54 | 1.11 |
| 対名目 GDP 比 (%) | 0.19 | 0.15 | 0.01 | 0.08 | 0.13 |

*地方税分の富裕税と地方税総額との比。
 (出典) OECD, *OECD Revenue Statistics Database*; IMF, *World Economic Outlook Database* に基づいて筆者作成。

表 12 富裕税実施国の比較 (2013 年)

| | フランス | ノルウェー | スイス | アイスランド | スペイン |
|-------------------|-------------|--------|--------------|-------------|---------------|
| 名称 | 連帯富裕税 | 資産税 | 財産税 | 富裕税 | 資産税 |
| 国税・地方税 | 国 | 国と地方 | 地方 | 国 | 国または地方 |
| 免税点 (単身) (円) | 1 億 9000 万 | 1410 万 | 320~2450 万 | 7100 万 | 1 億 300 万 |
| 税率 (%) | 0.5~1.5 | 1.1 | 約 0.01~0.94* | 1.5~2 | 0.2~2.5 |
| 税率区分 | 6 区分 | 単一 | — | 2 区分 | 8 区分 |
| 最高税率適用額 (単身) (円) | 14 億 6500 万 | 1410 万 | — | 1 億 4200 万 | 15 億 6700 万 |
| 税収 (円) | 6400 億 | 2300 億 | 6852 億 | 90 億 9700 万 | 2006 億 6400 万 |
| 対総税収比 (%) | 0.46 | 1.13 | 3.27 | 1.4 | 0.39 |
| 対地方税収比 (%) | — | 5.46 | 8.21 | — | 1.11 |
| 対名目 GDP 比 (%) | 0.21 | 0.46 | 0.93 | 0.54 | 0.13 |
| 納税者の割合** (%) | 0.85 | 16.5 | 約 20~50 | 2.4 | 0.4 |
| 上位 1% の資産占有率 (%) | 20.5 | 28.9 | 30.9 | — | 26.0 |
| 上位 10% の資産占有率 (%) | 52.2 | 66.3 | 71.9 | — | 54.8 |

*夫婦 (子供なし)。教会税を含む。** 国によって内容が異なるため直接比較はできない (II 1~5 を参照)。
 (出典) 各種資料に基づいて筆者作成。

的公平)としての役割が大きい。それに対して、1970年代以降に導入した国(フランス、スペイン)では、免税点が1億円以上と高く、最高税率も高く、不平等の縮小(分配の平等)が重視されている。富裕税の影響は明らかではないが、上位富裕層の資産占有率は前者より後の方が低くなっている。

いずれの国も富裕税の税収は大きくないが、総税収に占める富裕税の割合は前者の方が高い。前者では富裕税が地方税としても課税されており、その税収は地方税収全体の5%以上を占めている。

富裕税が効率的に執行されるためには国税として課税されることが望ましい⁽⁷³⁾とされ、1990年の時点では富裕税を課税する国の2/3は国税単独であった。しかし、2014年には地方税(一部または単独)として富裕税を課税していた4か国⁽⁷⁴⁾中3か国が存続国または一時復活国となっている。恒常的な課税国で見ると国税単独の割合は1/3になり、国税と地方税の比率が1990年と逆転している。地方の税収源としての役割が富裕税の存続に何らかの影響を与えている可能性もあろう。

Ⅲ 富裕税をめぐる論議

日本では、当時、極めて高かった所得税の最高税率(85%)の是正という現実的な必要性から、1950年に高額所得者に対する所得税の補完税⁽⁷⁵⁾として富裕税が創設された。しかし、不表示資産(預貯金や無記名債券等)の把握の困難性、無収益資産への課税に対し資産売却による無理な納税、資産の調査・評価の困難性と多大な徴税費用など税務執行上の困難性を主な理由としてわずか3年で廃止された⁽⁷⁶⁾。1950年代後半からは、インド亜大陸諸国で純資産税(富裕税)が導入されている。

1960年代にはギリシャ、オーストラリアなどで富裕税導入に向けた議論が行われた⁽⁷⁷⁾。さらに、1970年代に入ると、第一次石油危機(1973年)による世界的不況の定着と所得格差の拡大⁽⁷⁸⁾とともに、西欧では富裕税への関心が高まったとされる⁽⁷⁹⁾。しかし、多くの国では富裕税は導入されなかった。英国では、1974~76年の間、労働党政権下の議会で、垂直的公平の改善と富の分配における格差縮小のため富裕税導入が審議されたが、保守党への政権交代によって導入は見送られた。オーストラリアでは税務行政上の困難、ベルギーでは資本の海外流出のおそれを理由に導入が見送られたとされる。⁽⁸⁰⁾

1 欧州で富裕税が廃止された理由

1990年代の前半には12か国で導入されていた欧州の富裕税は、1990年代半ばから相次いで廃止され、導入国は1/4にまで減少した。税収全体に占める富裕税の比率を1965年と1995年で比較するとルクセンブルクを除くとほとんどの国⁽⁸¹⁾で低下していたが、廃止国と比較すると存続国の方が低下の割合が小さかった。(図1)

(73) 安宅敬祐「格差是正の税制(3)―再考・純財産税ないし富裕税について―」『自治研究』84(4), 2008.4, pp.65-84.

(74) ノルウェー、スイス、スペイン、ドイツ(Vermögensteuer(財産税)。州税。1997年徴収停止)。

(75) 第7回国会衆議院大蔵委員会議録第21号 昭和25年2月27日 p.2.

(76) 水野編著 前掲注(3), pp.256-259.

(77) Tanabe, *op.cit.*(46)

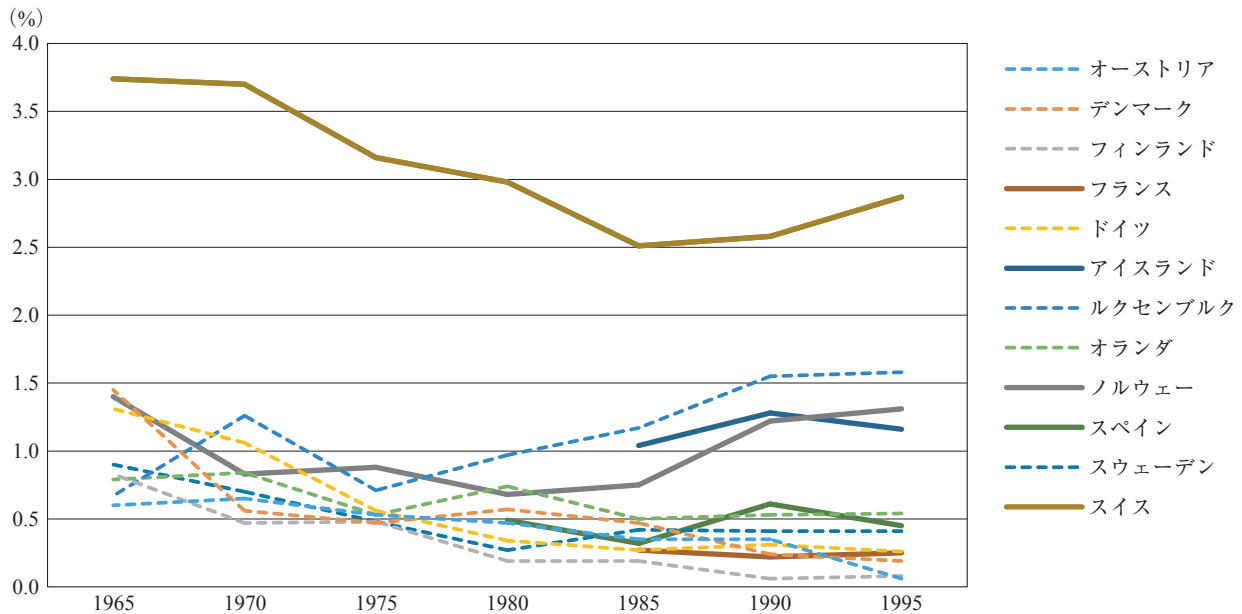
(78) OECDは1976年に所得分配格差に関し、初めての国際的なレベルでの比較検討した報告書を公表した。(Malcolm Sawyer, "Income Distribution in OECD Countries," *OECD Economic Outlook: Occasional Studies*, OECD, 1976.7, pp.3-36.)

(79) 駒木晃「主要国における「富裕税」制度(資料)」『レファレンス』28(3), 1978.3, pp.76-110.

(80) OECD, *op.cit.*(6), pp.32-33.

(81) 1965年の時点で未導入のアイスランドは上昇している。

図1 各国の税収全体に占める富裕税の割合の推移（1965-95年）



* スペインの推移は1980年以降、フランス、アイスランドは1985年以降。
 (出典) OECD, *OECD Revenue Statistics Database* に基づいて筆者作成。

欧州で富裕税が廃止された理由としては次のような点が指摘されている⁽⁸²⁾。

(1) 資産（資本）の国外逃避

富裕税は、資本の可動性の高い経済環境下では国内からの資本逃避を促進することと国外からの投資を阻害することにより、経済活動に悪影響を与える可能性を持っている。これはアイスランドとオランダが富裕税を廃止した最大の要因とされる。また、スウェーデンでは実際に相当規模の資産の国外（ルクセンブルクやスイス）流出が発生した。2000年代初頭に海外に不正に流出した資産は少なくとも5000億スウェーデン・クローナ（約7兆8000億円⁽⁸³⁾）。2000年のスウェーデンの名目GDPの22%に相当に達し、これは海外在住のスウェーデンの富裕層の累積資産と同規模以上とされた。このような大規模な資産流出がスウェーデンの富裕税廃止の主な動機とされている⁽⁸⁴⁾。

(2) 課税の費用対効果

多くの資産を課税対象とする富裕税の複雑さは、そのチェックに多数の人員を必要とし、税収全体に占める富裕税の割合が少ないにもかかわらず、多額の徴税費用を要する。オランダでは、税収とそれにかかる費用（税務行政コストおよび納税協力コスト）を比較すると、富裕税の費用は税収の26.7%、所得税では4.8%であった。複雑さと多額の費用がオランダやオーストリアの富裕税廃止の理由の一つとされている。

(82) Luminița Ristea and Adina Trandafir, "Wealth tax within Europe in the context of a possible implementation in Romania – the existing wealth tax and its decline in Europe," *Annals of the University of Petrosani: Economics*, 10(2), 2010, pp.299-306. <<http://www.upet.ro/annals/economics/pdf/annals-2010-part2.pdf>>

(83) 1スウェーデン・クローナは15.59円。

(84) Magnus Henrekson and Gunnar Du Rietz, "The Rise and Fall of Swedish Wealth Taxation," *Nordic Tax Journal*, 2014(1), pp.9-35. <https://www.djoef-forlag.dk/sites/ntj/files/2014/1/2014_2.pdf>

(3) 資源配分の歪み

富裕税には、国によって様々な非課税資産や資産評価額の優遇措置が存在するため個人の投資行動に歪みを与える。例えば、フィンランドの富裕税では、当座預金、貯蓄預金およびある種の債券が非課税であり、不動産も市場価格以下で評価されたため、投資活動に対して中立ではなかった。また、ドイツでは土地評価額が1964年以降更新されなかったため、1990年代になると財産税（富裕税）における土地評価額は時価の約50%、農地・森林に至っては時価の10%になってしまい、他の資産と著しく不均衡な状態に至った。このような財産税における資産評価の不動産優遇に対し、ドイツ連邦憲法裁判所が1995年に違憲の判決を下したため、財産税法は廃止されていないが、1997年以降財産税の徴収は行われていない⁽⁸⁵⁾。

2 富裕税をめぐる論議の再燃

近年、資産課税の可能性をめぐる論議が再び活発化している。これには二つの要因が指摘されている。一つは、世界金融危機後の巨額の財政赤字である。英国、ドイツ、イタリアでは、政治家や政策立案者により、財政赤字削減の財源として富裕税（再）導入の提案などが行われている⁽⁸⁶⁾。もう一つは、資産・所得分配格差に対する一般国民の不満の増大である。OECD諸国では上位10%の富裕層の家計所得は下位10%の貧困層の平均9倍⁽⁸⁷⁾、ユーロ圏15か国⁽⁸⁸⁾では上位10%の富裕層の純資産は純資産全体の50.4%を占めている⁽⁸⁹⁾。加えて、長期的な資本収益と富の集中を分析したフランスの経済学者トマ・ピケティ（Thomas Piketty）氏の著作⁽⁹⁰⁾の刊行が学会や政策専門家の間での資産課税をめぐる議論を活発化させたとされる⁽⁹¹⁾。

論議の中で富裕税には次のような利点があるとされる。非常に裕福な富裕層の富⁽⁹²⁾への課税は、グローバル化した今日の経済環境の下で、回避が容易で実効税率の低い資本所得税を補完する有効な方法となる可能性がある。さらに、大きな課税ベースを持つ純資産に対する非常に低い税率の課税は経済を歪める効果が限定される。富裕税の低い税率は、正常の資本収益よりもむしろ、経済的な超過利潤（レント）の蓄積のみに（または主に）課税するという利点を持つ。

他方、次のような問題点が指摘されている。富裕税の潜在的な税収は、富の蓄積に基づくため、原則として相当の規模を持っているものの、特に不動産の評価額に関連して、依然として大きな不確実性を残している。特に富裕税の税率が高く、正常の資本収益に影響を与えるような場合⁽⁹³⁾には、

⁽⁸⁵⁾ 関野満夫「ドイツにおける富裕税（純資産課税）」『経済学論纂』54(1・2), 2013.12, pp.13-30. <<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/repository/search/item/md/rsc/p/5596/>>

⁽⁸⁶⁾ Jan Schnellenbach, "The economics of taxing net wealth: A survey of the issues," *Public Finance and Management*, 12(4), 2012.10, pp.368-400.

⁽⁸⁷⁾ OECD, *Divided We Stand: Why Inequality Keeps Rising*, Paris: OECD, 2011, p.22.

⁽⁸⁸⁾ ベルギー、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、スロベニア、スロバキア、フィンランド。

⁽⁸⁹⁾ Eurosystem Household Finance and Consumption Network, *The eurosystem household finance and consumption survey: results from the first wave* (Statistics paper series, no.2), European Central Bank, 2013.4, p.6. <<http://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/other/ecbsp2en.pdf?753288960625588e88e973b611451d64b>>

⁽⁹⁰⁾ Thomas Piketty (translated by Arthur Goldhammer), *Capital in the twenty-first century*, Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press, 2014 (邦訳：山形浩生ほか訳『21世紀の資本』みすず書房, 2014.)

⁽⁹¹⁾ European Commission, *Tax Reforms in EU Member States 2014: Tax policy challenges for economic growth and fiscal sustainability* (European economy, 2014(6)), 2014, p.109. <http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/european_economy/2014/pdf/ee6_en.pdf>

⁽⁹²⁾ 可動性が低い非金融資産の比率が高い。

富裕税の課税により資本蓄積が阻害される可能性がある。富裕税において歴史的に認められてきた様々な軽減措置や非課税措置が税の抜け穴を作り出し、税金逃れを許すことになった。これらの措置は同時に富裕税をひどく複雑にし、納税者の納税協力コストを増大させ、税務当局の徴税管理を複雑で費用のかかるものにした。金融資産の可動性と人の移動の自由が、租税競争⁽⁹⁴⁾に油を注ぎ、結局、課税ベースを浸食した。

タックスヘイブンには約4兆5000億ドル(約543兆円⁽⁹⁵⁾)の未記録家計資産があるとの推計がある。国外に資金を置くことによる租税回避を難しくするためには、各国が互いの居住者の所得と資産についての情報交換ができるようにする必要がある。2000年代初めから行われてきたOECDの税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラムの活動によって、1,600以上⁽⁹⁶⁾の2国間情報交換協定が結ばれ、現在では情報の自動交換が新たな世界標準となってきている⁽⁹⁷⁾。また、違反に対し罰則を伴う、米国の外国口座税務コンプライアンス法⁽⁹⁸⁾のような単独の情報の相互交換措置も進められている。これらの情報交換の取組は長期的にはより公正な税制度を作る可能性を秘めているとされる。⁽⁹⁹⁾

異なる形態を持つ資産には、資産の可動性の程度に応じて、異なる税率—例えば、金融資産より不動産のような非金融資産により高い税率を設定—で課税すべきであると主張する専門家もいる⁽¹⁰⁰⁾。非常に裕福な人々にとって、非金融資産の重要性は非常に大きい⁽¹⁰¹⁾。不動産に対する経常的な資産税は、他の税より経済活動に与える影響が小さく、課税ベースの浸食が容易ではないという利点を持ち、成長に親和的な税であるとされている⁽¹⁰²⁾。

IMFの報告では、先進6か国⁽¹⁰³⁾で資産上位10%の家計に1%の富裕税を課税した場合、GDPの約1.1%(単純平均)の税収になるだろうとの推計を紹介している⁽¹⁰⁴⁾。また、ピケティ氏は、EUの全加盟国で、100~500万ユーロの財産に1%、500万ユーロを超える財産に2%の富裕税を課税した場合、人口の約2.5%に影響を与え、EUのGDPの2%に相当する税収をもたらすであろうとし

93 例えば、資産から3%の資本収益を得ていたとすると、1%の富裕税は資本収益に33%課税することになる。

なお、I2(3)では、同様の事象を心理的影響の少なさから利点としていた。

94 自由に移動することのできる課税ベースに対して税が課されている場合に、課税ベースを自国内に呼び込もうとして、各国間で繰り広げられる税率の引下げ競争。

95 1ドルは120.64円。

96 Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes, *Tax Transparency 2014: Report on Progress*, OECD, 2014, p.31. <<http://www.oecd.org/tax/transparency/GFannualreport2014.pdf>>

97 2014年10月にはグローバルフォーラム参加国のうち、51か国が金融口座の自動情報交換のための多国間協定(Multilateral Competent Authority Agreement)に調印している。(OECD, "51 jurisdictions sign first ever multilateral agreement implementing the Standard on automatic exchange," 2014.10.29. <<http://www.oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/multilateral-competent-authority-agreement.htm>>)

98 Foreign Account Tax Compliance Act (PL 111-147). 米国外の金融機関を対象に、米国の市民や居住者が当該機関の口座を利用した租税回避を防止することを目的として制定。米国外の金融機関は米国内国歳入庁と契約を結び、自機関内に開設される米国市民等の口座について報告が要求される。

99 IMF, *Fiscal monitor: Taxing times* (World economic and financial surveys), 2013.10, p.40. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/fm/2013/02/pdf/fm1302.pdf>>

100 European Commission, *op.cit.*(91), p.110.

101 先進9か国(イタリア、フィンランド、英国、ドイツ、日本、米国、スウェーデン、カナダ、ノルウェー)の上位10%の資産保有者の金融資産と非金融資産の保有割合(単純平均)は34.3%と65.7%で、金融資産の2倍の非金融資産を保有している。(IMF, *op.cit.*(99), pp.40, 42.)

102 OECD, *Tax Policy Reform and Economic Growth* (OECD Tax Policy Studies, 20), 2010.11, p.10.

103 カナダ、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国。

104 IMF, *op.cit.*(99), pp.39, 41.

ている⁽¹⁰⁵⁾。

おわりに

日本では、1953年の富裕税の廃止以降、1970年代後半の一時期を除くと、国会審議で富裕税が取り上げられることはあまりなかった⁽¹⁰⁶⁾。また、税制調査会では、1960年代前半⁽¹⁰⁷⁾と1977～86年⁽¹⁰⁸⁾の答申で富裕税が検討課題として取り上げられた。特に後者の答申では富裕税の問題が消費税導入⁽¹⁰⁹⁾の検討の一環として取り上げられた⁽¹¹⁰⁾。それ以降では、2002年度の税制改正の審議において、委員から個人の金融資産を消費に向かわせる観点から、富裕税のような形で、資産所得の課税強化を行うことが効果的ではないかとの意見⁽¹¹¹⁾が出されている。

欧州の実施状況から日本での富裕税について考えてみると、富裕税から多くの税収が得られることは想定しがたいであろう。また、水平的公平の観点からは一定の効果が見込まれるものの、分配の公平性の観点からは大きな効果は見込めないであろう。その一方で、富裕税の廃止要因の一つである海外への資産流出については、国外資産の保有者には国外財産調書制度⁽¹¹²⁾が導入され、また、100万円以上の国外の送金・受領を行った金融機関は国外送金等調書の提出が義務付けられたため、一定の抑制効果を持つ可能性がある。徴税コストの問題については、国内資産について年間所得2000万円以上の者には財産債務明細書⁽¹¹³⁾の提出が義務付けられている。加えて、マイナンバー（社会保障と税の共通番号）制度の預貯金口座へ適用（任意）⁽¹¹⁴⁾は、普及状況によっては一定程度のコス

⁽¹⁰⁵⁾ Piketty, *op.cit.*(90), p.528. (山形 前掲注90, pp.553-554.)

⁽¹⁰⁶⁾ 国会会議録データベース <<http://kokkai.ndl.go.jp/>> を検索すると、1954～2014年の61年間に延べ314の委員会・本会議で取り上げられているが、そのうち半数（157）は1975～80年の6年間に行われ、1990年以降25年間は5%（17）であった。

⁽¹⁰⁷⁾ 「税制調査会答申」（昭和36年12月）、「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」についての答申」（昭和39年12月）

⁽¹⁰⁸⁾ 「今後の税制のあり方についての答申」（昭和52年10月）、「財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申」（昭和55年11月）、「今後の税制のあり方についての答申」（昭和58年11月）、「税制の抜本的見直しについての答申」（昭和61年10月）

⁽¹⁰⁹⁾ 昭和63（1988）年12月「消費税法」（昭和63年法律第108号）成立、平成元（1989）年4月から施行。

⁽¹¹⁰⁾ 水野編著 前掲注(3), pp.260-263.

⁽¹¹¹⁾ 税制調査会「主な意見」2001.12, p.9. <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/131214b.pdf>>

⁽¹¹²⁾ 日本の居住者は、12月31日の時点で、国外財産（動産、不動産、金融資産）の合計額が5000万円を超える者は、翌年の3月15日までに国外財産調書の提出義務がある。（平成24年税制改正で導入）

⁽¹¹³⁾ 12月31日現在保有する資産（不動産（土地、建物、山林など）、動産（書画骨董、10万円以上の貴金属類・自動車等の家庭用動産）、金融資産（現金、預貯金、有価証券など））と債務を記載。確定申告書に添付して提出する義務がある（「所得税法」（昭和40年法律第33号）第232条）。（国税庁「財産及び債務の明細書」<<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/yoshiki02/pdf/009.pdf>>）2016年から財産債務明細書は財産債務調書に改正され、提出基準が年間所得2000万円以上に加えて、12月31日の時点で保有資産総額が3億円以上、または、12月31日の時点で保有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産（有価証券、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引・デリバティブ取引）の価額の合計額が1億円以上となり、対象者の範囲が狭まった。（財務省「六 納税環境整備1 財産債務明細書の見直し」『平成27年度税制改正の大綱』<http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/27taikou_06.htm#06_01>）一方で、財産債務調書は、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等の特例（調書に無記載や期限内未提出の場合に、所得税・相続税の申告漏れがあれば過小申告加算税等が5%加重される）の対象となることが加わった（財産債務明細書では対象外であった）。

⁽¹¹⁴⁾ 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」2015.3.10. <<http://www.cas.go.jp/jp/houan/150310/siryoul.pdf>>

ト減少が見込まれるだろう。富裕税は執行がうまくいかないと、理念的に立派な制度も機能しない⁽¹¹⁵⁾と指摘されるが、国内での執行の課題は徐々に減少しているように見受けられる。

日本の2013年の財政赤字（IMF見通し）⁽¹¹⁶⁾は、総債務残高で名目GDPの243%、純債務残高で134%と先進国の中では最悪の状態にあり、赤字削減には財政支出の抑制とともに税収の確保が不可欠である。2017年4月から消費税の10%への引上げが決定されているが、長期的に財政赤字を安定化させ、財政の信頼性を取り戻すためには、消費税のさらなる引上げが必要との指摘もある⁽¹¹⁷⁾。消費税の税率引上げに対する垂直的公平への不満の緩和に富裕税のアナウンス効果が役立つとの指摘は注目されよう⁽¹¹⁸⁾。

（やまぐち かずゆき）

(115) 水野編著 前掲注(3), p.258.

(116) IMF, *op.cit.*(28)

(117) 深尾光洋「日本の財政赤字の維持可能性」(RIETI Discussion Paper Series 12-J-018) 独立行政法人経済産業研究所, 2012.6, p.3. <<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/12j018.pdf>>

(118) 水野編著 前掲注(3), p.265.